

## 香美町農業委員会総会(第12回)議事録

- 1 開催日時 令和4年3月25日(金) 9:30～10:15
- 2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室
- 3 出席農業委員(13人)
  - 会長 1番 古川 功兒
  - 会長職務代理者 2番 中村 成一
  - 委員 3番 岡田 久志
  - 4番 西村 功
  - 5番 井村 壽之
  - 6番 文堂 福一
  - 7番 米田 和弘
  - 8番 門垣 日出男
  - 9番 中村 彰男
  - 11番 田中 一馬
  - 12番 吉川 正人
  - 13番 橋本 幸長
  - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(1人)
  - 10番 山本 薫
- 5 出席農地利用最適化推進委員(9人)
  - 代表 1番 中川 君雄
  - 2番 高田 勝
  - 3番 青山 政行
  - 4番 原 君枝
  - 5番 小林 隆夫
  - 7番 田野 豊博
  - 副代表 8番 東垣 泰彦
  - 9番 毛戸 良久
  - 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)
  - 6番 田中 晃
- 7 議事日程
  - 第1 会期の決定 3月25日 1日間
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第4 議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
  - 第5 議案第42号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について
  - 第6 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
  - 第7 議案第44号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について
  - 第8 議案第45号 香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 福島 功
  - 事務局次長 榎 秀俊
  - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
  - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
  - 議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は13番「橋本幸長委員」と14番「前田精一委員」にお願いしたいと思います  
が、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、13番「橋本幸長委員」と14番「前田精一委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を3件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第41号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①1ページから6ページです。続いて、本日お配りしています議案資料③の調査書をご覧下さい。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第41号の申請について、3月23日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」、担当委員であります「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「田中一馬委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請地ですが、県道香住村岡線「道の駅あゆの里矢田川」から村岡方面へ約500m進みますと現在、土地改良工事を施工中の圃場がありますが、その圃場内の10筆で、議案資料①の3ページ付近見取図で水色に着色された箇所が申請地です。 次に申請内容ですが、経営規模縮小を考える譲渡人からの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。 譲受人は、農地所有適格法人で、本年2月に法人として認定農業者の認定を受けておられます。譲受人は、今までからピーマンやサツマイモを栽培してこられましたし、味噌の加工もされています。今後は、ピーマン、サツマイモのほかに小豆、枝豆、スイートコーン、ジャガイモを栽培される予定です。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませぬか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第41号の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第5 議案第42号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	議案の朗読と説明をする。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませぬか。  (質問・意見等なし)

議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第42号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第6 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第43号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第43号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第7 議案第44号「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題とします。農地法第52条において、農業委員会は農地の賃借料の情報提供をすることが定められています。それでは事務局に議案の朗読と内容の説明をさせます。
事務局	議案の朗読。続きまして、説明に入らせていただきます。令和3年1月から12月までに経営基盤強化促進法の利用権設定で契約したものを集計したものです。契約の中で、玄米で物納している場合は、市場相場を農協で確認し、全区とも30kgあたり6,100円で取引されているとのことなので、その金額を計上しています。 これらを平均したものが、香美町賃借料情報となり、情報提供したいと思います。
議 長	事務局の議案の朗読と内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第44号の「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第44号「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」は原案どおり決定します。

議 長	日程第8 議案第45号「香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。農業振興整備計画については、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第2項第1号で農用地として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めております。農業振興地域整備計画の変更は町長が決定するものですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業委員会の意見照会を必要とします。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。続きまして、農林水産課の農振担当に計画変更の内容について説明をさせます。
農林担当	「計画変更概要書」に基づき説明する。
議 長	この議案につきましては、3月18日に農地・農政部会を開催していますので、農地・農政部会長から会議の報告をお願いします。
農地・農政部会長	それでは、議案第45号「香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」農地・農政部会での審査報告をいたします。 去る3月18日に農地・農政部会を開催しました。当日は、現地に雪が残っておりましたので現地調査は省略し、本庁の会議室で机上審査を実施いたしました。 審査にあたっては、除外申請のあった農地の集団性、除外による周辺農地への影響の有無などに着目し審査を行いました。 初めに、農振担当者から変更の内容などの説明を受け、その後、各委員から質疑やご意見を伺い、質疑の後、採決をとりました。 審査の結果、当部会は、周囲の農振農用地等への影響はなく、計画の変更に対して、「異議なし」という結論を出しましたことを報告いたします。 委員各位のご審議をいただきますようお願いいたします。
議 長	農地・農政部会長からの報告が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第45号「香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は異議なしとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第45号は変更案のとおり異議なしとし、意見書を提出します。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟